

## ○飯塚市議会議員定数検討市民会議設置要綱（案）

### （目的）

第1条 地方自治法第100条の2の規定に基づく飯塚市議会議員定数検討市民会議(以下「市民会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 市民会議は、飯塚市議会における議員定数について、調査検討し、合議の上、議長に提言を行うものとする。なお、市民会議は、議会本会議閉会中も調査を継続することができる。

### （組織）

第3条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。

### （委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから議長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内で活動する各種団体等の推薦する者
- (3) 公募により選出された市民

2 委員の任期は、委嘱の日から令和6年5月31日までとする。

### （会長及び副会長）

第5条 市民会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第6条 市民会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

4 会長が必要と認めるときは、部会を設けることができる。

### （謝金等）

第7条 委員に対する謝金、旅費、その他会議に必要な費用は、予算の範囲内で議長が決定し、これを支払うことができる。

### （庶務）

第8条 市民会議の庶務は、議会事務局において処理する。

### （その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

○飯塚市議会アドバイザー設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、地方自治法第100条の2の規定に基づく飯塚市議会アドバイザー（以下「議会アドバイザー」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（構成）

第2条 議会アドバイザーは、学識経験を有する者3人以内の委員をもって構成する。

（委嘱）

第3条 議会アドバイザーは、議長が委嘱する。

（委嘱の期間）

第4条 委嘱の期間は、議員定数のあり方に関する調査特別委員会が調査終了するまでとし、議会本会議閉会中も調査を継続することができる。

する。

（謝金等）

第5条 議会アドバイザーに対する謝金及び旅費その他会議に必要な費用等は、予算の範囲内で議長が決定し、これを支払うことができる。

（庶務）

第6条 議会アドバイザーに関する庶務は、議会事務局において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

○飯塚市議会議員の定数に関する調査会議設置要綱（案）

（目的）

第1条 地方自治法第100条の2の規定に基づく飯塚市議会議員の定数に関する調査会議(以下「調査会議」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 調査会議は、飯塚市議会における議員定数について、調査検討し、議長に提言を行うものとする。なお、調査会議は、議会本会議閉会中も調査を継続することができるものとする。

（組織）

第3条 調査会議は、委員5人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから議長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱の日から令和6年5月31日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 調査会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、調査会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 調査会議の会議(以下単に「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会長が必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（謝金等）

第7条 委員に対する謝金、旅費、その他会議に必要な費用は、予算の範囲内で議長が決定し、これを支払うことができる。

（庶務）

第8条 調査会議の庶務は、議会事務局において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

変更点

「市民会議」を「調査会議」とした。

各種団体等の推薦する者、公募市民を外し、学識経験者5名で組織した。

委員数の減少に合わせ、部会を設置可とする規定を外した。